



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

**もしかっち**

# 消費生活サポーターだより

**No. 3**

発行 平成29年10月

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせします。

啓発活動等の参考にぜひ活用していただきますようお願いします。

ぜひ、皆様からもお気軽に御意見、御感想をお寄せいただきますようお願いします。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## **1 送付資料(啓発資料)から**

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第290号、第291号」、

「子どもサポート情報 第121号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン10月号」、「くらしのセミナー開催案内」

## **2 情報掲示板(お知らせ)**

◎県内5会場での消費生活サポーター養成講座が終了しました。

◎12月の消費生活サポーター研修会の開催概要が決定しました。

◎第3回のくらしのセミナーの開催内容が決定しました。

◎県政出前講座を利用してみませんか。

## **3 活動紹介(こんな活動が行われています!)**

## **4 知っておきたい参考情報**

### **1 送付資料(啓発資料)から** 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第290号」

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に行いましょう

「見守り新鮮情報 第291号」

「アダルトサイトのとのトラブル解決」をうたう探偵業者に注意しましょう

「子どもサポート情報 第121号」

オーディション後に勧誘 タレント・モデル契約のトラブルに注意しましょう

## ◎長野県発行資料

「メールマガジン 10月号」

「くらしのセミナーの開催について」第3回めを12月に開催します。

今年度第3回めのくらしのセミナーは、賃貸借契約をテーマに取り上げ、開催します。

「賃貸借契約講座～アパートなどの入居から退去まで～」の予定です。

開催案内のチラシを送付しますので、参加について御検討ください。

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎県内5会場での消費生活サポーター養成講座が終了しました。

新たに59名の皆様に消費生活サポーターの仲間入りをしていただきました。

どの会場も、参加者の皆さんが、実際の啓発講座を想定した被害防止を呼びかけるための事例の検討や発表にあたり、グループ別にそれぞれ工夫を凝らし、にぎやかに楽しみながら、笑顔あふれる発表がありました。

10月10日佐久会場から



10月11日長野会場から



◎12月の消費生活サポーター研修会の開催概要が決定しました。県内5会場で開催します。

- <開催予定>
- 12月11日（月）13時30分～ 南信消費生活センター
  - 12月18日（月）13時30分～ 北信消費生活センター
  - \*12月20日（水）10時30分～ 諏訪市文化センター
  - 12月22日（金）13時30分～ 県松本合同庁舎
  - \*12月25日（月）10時30分～ 県上田合同庁舎

（注）\*の日は、午後高齢者の消費者被害防止見守り研修会を同じ会場で開催します。

高齢者の消費者被害防止見守り研修会の開催案内についても、同封しましたので、大勢の皆様のお参加をお願いします。当日は多くの皆様に日頃の活動の様子を発表いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

### ◎12月に第3回のくらしのセミナーを開催します。

県の消費生活センターに寄せられる相談の中で、賃貸借契約に関するトラブルは毎年上位にはなっています。入居から退去における契約では、専門的な知識も必要であり、特に退去時における敷金の精算、クリーニングや現状回復においてはトラブルも多くなっています。今度のくらしのセミナーでは、消費者としてぜひ知っておきたい知識や、トラブルの事例、トラブルを避けるための注意点などをお話いただく予定です。

お近くの消費生活センターでの開催にお出かけください。

- ＜開催予定＞ 12月12日（火）13時30分～ 北信消費生活センター  
12月13日（水）13時30分～ 南信消費生活センター  
12月14日（木）13時30分～ 県上田合同庁舎  
12月21日（木）13時30分～ 県松本合同庁舎

年末には、研修会、くらしのセミナーと行事が続きますが、よろしくお願いします。

### ◎県政出前講座を利用してみませんか。

ぜひ、消費生活サポーターの皆様が所属する団体や、趣味のお集まりの機会に、消費生活、悪質商法、特殊詐欺についての出前講座を計画してみませんか。

当日は、県から職員が出張しますが、一緒に最近の被害の多い相談事例の紹介などのお話をさせていただく機会として、御検討ください。県内各地、時間も御希望に応じて対応させていただきます。

## 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

＜今年度新しく登録された木島平村の湯本さんから報告を寄せていただきました＞

消費生活サポーター養成講座を受けてから、新聞の「だまされないで特殊詐欺」の掲載欄をみるが多くなりました。私自身にも心当たりのある体験がありますので、ここでご紹介させていただきます。

ある日、親しくしている知人のAさん(高齢で認知症気味の方)から電話があり、「すぐに300万円を銀行から下ろしてきてほしい。」との電話があったとのこと。不思議に思いながら、すぐに知人のAさん宅に行ってみました。

そこには、通帳をコピーした紙があり、「あなたの預金通帳に500万円を振込みしましたので、振込みをした人に300万円すぐに返してほしい。」と言われたと、知人のAさんは言うのです。

すぐにおかしな話だと気づくはずですが、少し認知症気味であることもあり、300万円返すように言われたことを信じ込んでいるのです。

近くの郵便局まで一緒に行き、事情を話して、郵便局員の方に500万円の振込みはされていないことを伝えてもらいましたが、納得されませんでした。本当に信じ込んでしまっている様子でした。

その後、警察署にも行き、話を聞いてもらい、ようやく本人にも状況を理解してもらうことができました。今回の事例から、知人Aさんには、何かあったら、まず周囲の人にも話をし、一人で判断せずに気を付けることが大切であることを話しました。

消費生活サポーターとして、経験、体験したことを友達や、趣味のサークルの仲間の皆さんなどいろいろな集まりの機会に話題にしていきたいと思います。

#### 4 知っておきたい参考情報

今月は、「消費者教育の推進に関する法律」で掲げる「消費者市民社会 Consumer Citizenship」について紹介します。

消費者教育の推進に関する法律第2条第2項において、次のように定義されています。

「消費者市民社会とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会という。」と規定されています。

「消費者市民社会」という用語は、平成20年6月に閣議決定された消費者行政推進基本計画や平成20年版国民生活白書において用いられたものを、消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）において規定されたものです。以下は、平成20年版国民生活白書から抜粋です。

欧米において「消費者市民社会」という考えが生まれている。これは個人が、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。つまり、そこで期待される消費者・生活者像は、自分自身の個人的なニーズと幸福を求めるとしても、消費や社会生活、政策形成過程などを通じて地球、世界、国、そして家族の幸せを実現すべく、社会の主役として活躍する人々である。そこには、豊かな消費生活を送る市民としての「消費者」だけでなく、ゆとりのある生活を送る市民としての「生活者」の立場も重要になっている。そうした人たちのことは、「消費者市民」と呼べよう。

「消費者市民社会」とは消費者が主役の社会と言えます。

今年度の消費生活サポーター養成講座でも講師の豊島先生に、消費者市民として、知識を行動へつなごうといったお話がありました。消費者市民社会の実現にむけ、行動していきましょう。

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州